

2023 年度春夏学期(4月)入学
一橋大学法科大学院科目等履修生募集要項

1. 申請資格

- (1) 2021 年度(2022 年3月)に本学法科大学院を修了した者
※現在科目等履修生として在籍している者で授業料を未納の場合は、納付するまで今回の申請を受け付けません(2022 年度中に支払いがない場合は、学則により除籍となります)。また、在籍できるのは 2023 年度春夏学期末までです。
- (2) 2022 年度(2023 年3月)に本学法科大学院を修了見込みの者

2. 履修可能科目及び単位

2023 年度春夏学期：問題解決実践 2 単位

3. 在学期間(今回、申請受付をする在学期間)

「2023 年度春夏学期末まで」又は、「2023 年度秋冬学期末まで」

- ・正規課程修了後1年6ヶ月(修了した翌々年度の春夏学期末)を超えることはできません。
- ・今回は、2023 年9月に「2023 年度秋冬学期科目等履修生」の募集をします。今回、在学期間を「2023 年度秋冬学期まで」として申請した場合、次回に再度申請する必要はなく、自動的に 2023 年度秋冬学期も学籍が継続し、授業料が発生いたします。

4. 申請手続

(1) 申請期間

2023 年2月7日(火)～2月24日(金) **厳守**

(2) 申請書類

別紙「法科大学院科目等履修生申請書」

- ・様式は法科大学院 WEB サイト (<https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/>) に掲載しますので、申請書ファイル (Word) をダウンロードしてください。

(3) 申請書提出先

- ・法科大学院事務室宛にメール添付で提出してください。
メールアドレス：ls-info@ad.hit-u.ac.jp

(4) 注意事項

既に科目等履修生である方が在学期間の延長を希望する場合など、申請時及び入学後の手続きがそれぞれ異なります。次頁の表にて確認してください。

申請時の状態	申請書類	授業料口座振替 手続き	科目等履修生学生証 の発行
新規申請者（現3年生含む）	・法科大学院科目等履修生 申請書 ※「新規」を選択	必要	あり
2022年度秋冬学期科目等履修生 （当初2022年度秋冬まで申請し、今 回春夏の延長を希望する方）	・法科大学院科目等履修生申 請書 ※「継続」を選択	不要（前回済ま せていない方は 必要）	なし（現在の学生証 を継続使用）
2022年度秋冬学期科目等履修生 （当初から春夏まで申請していた方）	なし	不要（前回済ま せていない方は 必要）	なし（現在の学生証 を継続使用）

5. 入学許可発表

2023年3月24日（金）頃にメールにてご連絡いたします。

6. 授業料

2学期ごと 14,800円

（納付時期 春夏学期分：5月頃予定、秋冬学期分：10月頃予定）

- ・上記納入金額は予定額であり、入学時又は在学中に学生納付金改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用されます。
- ・授業料は原則として口座振替により納付していただきます。振替口座は入学許可発表後、早々に登録いただく必要がありますので、予めご承知おきください。
- ・期限までに授業料を納付いただけなかった場合、入学時に登録いただく緊急連絡先に連絡する場合があります。また、最終的には学則により除籍となります。
- ・近年、在学期間を誤認識していたために授業料滞納となってしまうトラブルが多数発生しております。申請時にいつまでの在学期間を申請したか、ご自身でよく覚えておいて下さい。特に通年で申請する方は、春夏学期・秋冬学期それぞれで授業料が発生しますのでご注意ください。

7. その他重要事項

・科目等履修生は、法科大学院が定める条件の下で、附属図書館、科目等履修生用教室貸出、及び法科大学院資料室（ローライブラリーは使用不可）を利用することができます。

※新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては、大学施設の利用に制限が課される可能性があります。（制限の具体的な状況については、法科大学院事務室にお問い合わせください）。

・科目等履修生は新たに「JK・・・」の学籍番号が付与され、学生証（兼附属図書館利用カード、マーカータワー入館機能、個人研究室カードキー機能つき）も新規に発行されます。

・科目等履修生には「JK・・・@g.hit-u.ac.jp」のメールアドレスが割り振られます。4月以降、科目等履修生向けに大学より連絡がある場合はこちらのアドレス宛になりますので、各自確認できるようにしておいてください。

※正規生のメールアドレス（JL...）は、修了後、5月頃までに失効となる予定ですので、重要なメール等はあらかじめ別のアドレス等に転送・保存しておくようにしてください。

・科目等履修生の学生証の発行は4月上旬を予定しております。発行されるまでの間、学生証のIC

機能でしか利用できない設備（西キャンパス西門の通過など）は使うことができません。

・科目等履修生の学生証は、原則として法科大学院正規生の学生証をもとに同じ顔写真で作成します。

・科目等履修生は、鉄道等の通学定期券や学割運賃は、利用できません。また、本学の証明書自動発行機も利用できません。

・科目等履修生の授業料未納による除籍についても学歴に残ります。

※今後就職先からの学歴照会があった場合には、除籍の事実も含めて回答する事となり、それによって何らかの問題が発生した場合でも本学では一切対応ができませんので、ご注意ください。

2023年2月 法科大学院事務室